

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

スタイルファクトリー株式会社（以下「甲」という）と派遣労働者の過半数代表者

山崎 裕幸（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定（労使協定方式）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で次の各号に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。

（職種）

（1）その他のコンピューター等事務用機器操作の職業 ※旧通信機器操作員（2）一般事務員 ※旧総合事務員（3）コールセンターオペレーター（4）保存食品・冷凍加工食品製造工 ※旧かん詰・びん詰製造工等（5）紡織製品・衣服・繊維製品製造工（6）印刷・製本作業員（7）電子機器部品組立工（8）飲料・たばこ検査工（9）紡織・衣服・繊維製品検査工（10）木製製品・パルプ・紙製品検査工（11）ゴム・プラスチック製品検査工（12）フォークリフト運転作業員（13）陸上荷役・運搬作業員（14）梱包作業員 注旧荷造作業員（15）製品包装作業員（16）ラベル・シール・タグ付け作業員 ※旧その他の包装の職業（17）選別作業イン（18）ピッキング作業員（19）他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

（注意）令和4年度 職業分類改定に伴い名称の変更となります。

※上記作業についても、別表 1 に記載のないものは均衡・均等方式とする。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、1 の労働契約の期間中に本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本時給（一時金相当部分を含む、以下同じ）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当とする。

(同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な額)

第 3 条 対象従業員の基本時給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（時給換算）は次の各号の通りとする。

- (1) 使用する統計は厚生労働省通達「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という）の「職業安定業務統計」とする。
- (2) 第 1 条第 1 項各号に定める各職種と、比較対象となる「職業安定業務統計」における職種との対応は別表 1 のとおりとする。
- (3) 地域調整は、通達に定める「地域指数」の都道府県指数とする。
- (4) 通勤手当は、地域ごとの特性で異なるが、別表 1 のとおり、交通費を設定してい

る場合は基本時給とは分離し、第7条のとおりとする。また、交通費を支給しない

場合は交通費分を基本料金に上乗せして支給をする。

(基本時給)

第4条 対象従業員の賃金（基本時給）は、別表1の通り一般労働者の平均賃金以上の額とする。

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果を踏まえ、昇給を行う。

また、甲は能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(割増賃金)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第40条から第42条に基づき支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣従業員就業規則第43条に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 前項の通勤手当の上限は、月額12,653円とする。なお、日払いの場合の通勤手当上限額は1日584円とする。

(賃金の決定にあたっての評価)

第7条 勤務評価を踏まえ昇給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（退職金）

第9条 退職金に関しては、別途定める「派遣従業員退職金規定」に従って支給する。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、別途定める「スタイルファクトリー株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で着実に協議する。

（有効期間）

第12条 協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

令和7年3月5日

スタイルファクトリー株式会社 代表取締役社長 福永 裕之

スタイルファクトリー株式会社 過半数代表社員

